

「学校法人会計基準の諸課題に関する検討について(課題の整理)」を踏まえた
 主な論点と各会計基準の現状

区分 論点	学校法人	国立大学法人	公益法人	社会福祉法人	企業
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の適正な配分 ・永続的な維持を可能にするための計測の指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に対する情報開示 ・業績評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附財産の受託責任の明確化 ・国民への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営分析 ・外部への情報公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・株主委託資本の運用状況報告、株主と債権者の利害調整 ・投資家保護
資金収支計算書 キャッシュフロー計算書	資金収支計算書	キャッシュフロー計算書	キャッシュフロー計算書	資金収支計算書	キャッシュフロー計算書
消費収支計算書等	消費収支計算書 (区分経理=無)	損益計算書 (区分経理=有)	正味財産増減計算書 (区分経理=有)	事業活動計算書 (区分経理=有)	損益計算書 (区分経理=有)
貸借対照表	○	○	○	○	○
基本となる財産	基本金 (維持すべき資産)	資本金 (国の出資額)	基金、指定正味財産 (寄付金)	基本金 (寄付金)	資本金 (株主の出資額)

区分 論点	学校法人	国立大学法人	公益法人	社会福祉法人	企業
減損会計 (有形固定資産)	×	○	○	○	○
金融商品会計	△ (強制評価減と注記での時価情報)	△ (資産運用の範囲に制限がある)	○	満期保有債券(取得価額) その例外で市場性有(時価)	○
退職給与引当金 退職給付引当金	退職給与引当金 (一時金=○期末要支給額 100% 年金=×法人独自の年金 制度を持つ法人有)	退職給付引当金 (一時金=△財源措置有分 は計上しない 年金=×法人独自の年金 制度なし)	退職給付引当金 (一時金=○、年金=○)	退職給付引当金 (一時金=○、年金=△多 様な制度)	退職給付引当金 (一時金=○、年金=○)
連結会計	△ (関連会社は注記)	△ (連結対象の関連会社等の規模が 小さく重要性の原則で対象外)	△ (関連会社は注記)	△ (関連会社は注記)	○
継続事業の前提	×	× (国が財源措置を行う)	○	○	○

※独立行政法人については、資本金の出資者に国以外に地方自治体等が含まれる以外は国立大学法人とほぼ同様である。